

【第1部】	
事務局	
1	<p>本日の委員会は、14時開始を予定しております。 なお本日の委員会は、約2時間を予定しております。 この後、13時53分ごろより開会前ではございますが、連絡事項をご案内いたします。</p>
2	<p>事務局の村田でございます。よろしくお願いたします。 傍聴のみなさまにご案内いたします。 議事の進行を円滑におこなうため開会前ではございますが、ご案内を先に申し上げます。</p>
3	<p>第5回本委員会につきましては、桐生市のホームページ上でもお知らせいたしましたが、第1部公開、第2部非公開を予定しております。</p>
4	<p>報道関係者の方につきましては、委員長より写真撮影に関する案内がございますので、それまではお席でお待ちください。</p>
5	<p>なお、写真の撮影場所は、報道関係者席前方のポールパーテーション内 でお願いいたします。 一般傍聴者席を撮影することは、ご遠慮ください。</p>
6	<p>また事務局より写真撮影終了の案内がございましたら、報道関係者の方 はお席にお戻りください。</p>
7	<p>第1部終了時、委員のみなさまに、ご質問がある報道関係者の方につき ましては、質疑応答の時間を設けます。 時間につきましては、15分程度を予定しております。</p>

事務局	
8	<p>質疑応答の間に、報道関係者の方で写真撮影をされる場合も、報道関係者席前方のポールパーテーション内でお願ひします。</p>
9	<p>前回の委員会終了後に、報道関係者の方の撮影に関して様々なご意見を頂戴しておりますので、ご理解をお願ひします。</p>
10	<p>すべての傍聴のみなさまにおかれましては、傍聴のみとなっております。</p>
11	<p>会議中の発言は認めておりません。 チラシ等の配布も認めておりませんので、ご了承をお願ひします。</p>
12	<p>また会議中の電子機器・パソコン等のご使用は、できませんのでご協力をお願ひします。</p>
13	<p>公開方法といたしまして傍聴要領が定められておりますので、事前にご確認をお願ひします。</p>
14	<p>委員のみなさまは、本職をお持ちの中、委員をお引き受けいただいております。 勤務先へ個別の連絡は、お控えくださいますようお願いいたします。 それでは開会まで、もうしばらくお待ちください。</p> <p>-----</p>
吉野委員長	
15	<p>午後2時定刻になりました。 「第5回桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会」を開催いたします。</p>
16	<p>みなさま本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p>
17	<p>はじめに事務局から連絡事項がございます。その間、報道関係者の方の写真撮影を許可いたします。</p>
18	<p>なお、撮影は指定された場所でお願ひをいたします。 では事務局より連絡事項をお願ひします。</p>

事務局	
19	事務局の中村でございます。よろしくお願いいたします。
20	では、委員のみなさまにお配りした配布資料についてご案内いたします。まず、はじめに次第・出席者名簿・座席表がございます。
21	次に前回までの第三者委員会で要請のございました資料について、資料番号・資料一覧表に沿ってご案内いたします。
22	こちらにつきましては、傍聴のみなさまにも配布している資料になります。お手元がない場合は、後方に控えております事務局係員にお知らせください。
23	<p>では、第1部配布の資料をご案内いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料番号 9-4-1 保護世帯数が半減している理由 ・資料番号 9-4-2 生活保護費等の一般財源額と普通交付税の比較表 ・資料番号 13-3 桐生市生活保護の適正化に関するヒアリング結果報告書（退職者）総括 ・資料番号 13-4 厚生労働省監査での指摘にかかわらず改善が進まなかった理由 ・資料番号 14-1-2 令和5年度生活保護法施行事務監査（特別監査）の実施結果に対する是正改善措置状況について（報告）関連資料 <p>配布資料は以上になります。</p>
24	資料の一部は、事前に委員のみなさまにお渡しさせていただいたものと同じでございます。

事務局	
25	<p>お手元の資料に不備等がございましたら、お知らせいただきたいと思 います。</p> <p>みなさまのお手元にありますでしょうか。</p>
委員一同	
26	はい、あります。
事務局	
27	<p>それでは、本日の委員会に出席された委員のみなさまにつきましては、 お手元に出席者名簿を配付してございますので、ご確認をいただきたい と思います。</p>
28	<p>続きまして本日、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設 置条例第 6 条第 2 項によりまして、委員総数の半数以上の出席をも って成立するとしておりますが、本日は現時点で 4 名中 4 名の方が、 ご出席でございます。</p> <p>本委員会は成立してございます。</p>
29	<p>また、公開方法としまして傍聴要領が定められておりますので、ご協力 をお願いいたします。</p>
30	<p>只今より会議終了まで報道関係者の方も、撮影・録音はできませんので よろしくをお願いいたします。</p>
31	<p>第 1 部配布資料につきましては、ホームページ上で現在ご確認をいただ けます。</p>
32	<p>また、本日の議事録は閉会後に準備が整い次第、桐生市のホームペー ジでご確認いただけます。</p>
33	<p>本日の議事の進め方でございますが、第 1 部を公開でおこないます。 後半、第 2 部は個人情報扱うことより、非公開でおこなう予定でござ いますが、第 1 部の進行状況によって開催の判断をさせていただきます。</p>

事務局	
34	<p>では、議事に入ります。提出させていただきました資料に基づき進めていただきたいと思いますが、最初に【資料番号 14-1-2 群馬県による特別監査の是正報告】を福祉課より説明いたします。</p>
保健福祉部長	
35	<p>大変お世話になります。 保健福祉部長の宮地でございます。 群馬県による生活保護法施行事務監査（特別監査）の実施結果に対しまして、本市における是正改善措置状況を取りまとめ、過日、県へ報告したところでございますが、改めまして、その報告の概要を説明させていただきます。</p>
36	<p>資料番号 14-1-2 をご覧ください。 報告日は令和 6 年 8 月 30 日、提出資料につきましては、群馬県から指定されました報告様式を使用し、桐生市福祉事務所として是正改善措置状況を記載いたしました。</p>
37	<p>添付資料は別添 1 から別添 4 として、お付けした資料 8 ページの裏面からお示しをしております。 では是正改善措置の概略を申し上げます。</p>
38	<p>まず実施済みの主なものを上げさせていただきますと、別添 1「相談受付票」の見直し、群馬県作成の生活保護のしおりを活用した制度説明の徹底、生活保護のしおり及び生活保護法による保護開始申請書を窓口に設置、ホームページで生活保護制度の掲載内容の更新、別添 3 になりますが「開始時チェックシート」、別添 4「新規申請後チェックリスト」の作成、女性ケースワーカー 2 名を 8 月 1 日付けで配置、各種研修への積極的参加、従来から月 1 回開催しております事務研究会において各種手続きに関する共通認識の醸成を強化するため別添 2「重点項目リスト」の作成となります。</p>
39	<p>次に今後の主な改善事項といたしましては、まず「生活保護費支給マニュアル」の作成、生活保護事務処理の手引きの作成、また必要な規程の洗い出し、また人権研修の開催などを予定しております。</p>

保健福祉部長	
40	<p>県当局にもお伝えいたしました。まずは、この報告内容を確実に実施していくことによりまして、要保護者の立場に寄り添ったより丁寧なケースワークの徹底を図ってまいりたいと考えております。</p>
41	<p>荒木市長からも重ねて本市の生活保護行政の信頼を回復すべく、法令遵守、権利尊重のもと引き続き組織として、生活保護行政の改善に鋭意取り組むよう、指示を受けておりますのでしっかりと取り組んで参る所存でございます。以上です。よろしくお願いたします。</p>
吉野委員長	
42	<p>はい、ありがとうございました。 ただいま資料の14-1-2の概略について説明をしていただきました。 こちらについて質疑をおこないたいと思いますけれども委員の皆様の方で何かございますか。</p>
43	<p>では、新木委員お願いたします。</p>
新木委員	
44	<p>今説明を受けたわけですが、その中で特に女性ケースワーカーの配置ということで2名配置されたというような話を聞いたわけですが、その方の今までのその福祉に対する経験とか、それについてはいかがでしょうか。</p>
福祉課長	
45	<p>はい 福祉課の小山です。 それでは説明させていただきます。 2名のうち1名は、前職の他自治体でケースワーカーの経験をしてきたことがあります。 また、1名につきましては、社会福祉士の資格を持っているということとなっております。以上です。</p>
新木委員	
46	<p>はい、ありがとうございます。 前にもこの文章の中でもありますように、社会福祉士の資格を持っている方を配置というようなことが、前から言われていたところですが、そういった意味では1人の方については、社会福祉士の資格を持った方を配置したということで、評価できるというような形で、少し私としては考えております。以上です。</p>

吉野委員長 47	はい、ありがとうございました。 他の委員の先生方どうでしょうか。 はい、お願いします。
川原委員 48	既に群馬県への報告の前に対応できるところは、しっかり対応いただいているということで、ありがとうございます。 それで6ページの上段の4の「開始ケースに関すること（2点）」から続くもので【是正改善措置】の「これまでは第三者による金銭管理について、金銭管理が始まった経緯や理由がケース記録に書かれてないものがありました。」
49	その次ですけども、「令和6年4月以降、第三者による金銭管理は、適切な制度説明を行い、本人からの希望があった場合のみ、紹介を行うようにしました。」ということで、まずこの4月以降そういった希望が何件ぐらいあって紹介されたのか。
50	またその3行下になりますが、「令和6年5月以降、金銭管理団体との契約を把握している被保護者へ個別に連絡し、契約について本人の意思で行われているか確認を行っており、解約を希望する場合は金銭管理団体に連絡しております。」
51	これについてもこれまで5月以降、解約を希望する場合というのがあったのか、あったとすれば何件あったのかを教えてくださいと思います。 よろしくお願いします。
吉野委員長 52	はい、いかがでしょうか。
福祉課 53	4月以降、新規に紹介した件数は、現在のところはございません。 確認をして廃止になったケースということでございますけれども、こちらについては、ただいま資料の持ち合わせがありませんので、実際にございました数字は、次回報告をさせていただきます。
吉野委員長 54	はい、よろしくお願いします。

吉野委員長	
55	よろしいですか。では、お願いします。
小竹副委員長	
56	はい、お疲れ様です。
	この是正改善措置状況について拝見いたしまして、この中で事務研究会というのもおこなわれるということで、多分これまで情報共有が、なかなかされなかった中で、そういったものを通してさらに深めていこうという姿勢が見られるので、とても良いなというふうに思いました。
57	この後、マニュアルとか手引きであるとか規程の見直しとか、そういうものも控えてらっしゃるということをお聞きしましたが、
	でもやはり今回のことが、ケースワーカー1人の方の目でこう見えて、そしてケースワーカーの方々の考え方で、こう運用されていたというところは、どうしてもあるのかなと思います。
58	ですので、マニュアルであるとか規程というものはもちろん重要で、その運用というのでしょうか、その辺りも是非ご検討されていると思うのですが、
	そこも重要なかなというふうに思いましたので、やはりこう複数の目でチェックするという体制を、是非この中に取り入れていただきたいと思うことと、その複数の方という意味が、あのケースワーカー同士というのも、もちろんあるでしょうけれども、それ以外にも例えばですけど、これは素人的な発想で申し上げるのですが、他の部署の方や他の課の方が、ご覧になってですね、公務員としてどうなのだろうと、やり方として合っているのかなという、そういうフレッシュな目で見ていただくと言うのでしょうか、そういう姿勢、やり方の運用というのも、もしかすると必要なかなというふうに思いました。
	私の方からは、以上でございます。
吉野委員長	
59	はい、今の意見なども参考にさせていただければというふうに思います。

吉野委員長	
60	私からもいくつかお聞きしたいと思います。 まず、いくつか基本的なところの確認をさせていただきますけれども、先ほどこの資料で別添資料の1番の相談受付票というのが、改善されたというふうに、見直しをされたということをお聞きしました。
61	この「相談受付票」が、見開きになっているところですが、あの具体的に改善された箇所というのが、どこかというのは教えていただけますか。
福祉課長	
62	はい、改善された箇所というところがございますけれども、こちらにつきましては、今回の資料では、見開きになっておりますけれども両面の資料というような形となっております。
63	受付票の冒頭のところに「書ける範囲でご記入ください」という※印を入れたこと、あと4番の相談対象者の資産の状況について書いていただくことの部分についても、「資産を保有していることによって保護の申請ができないということにはなりません。」という言葉を載せております。
64	その他、5、6の部分の追加、あと「CW 確認欄」を付けたというようなところが、主な改善点というようなところとなっております。 以上です。
吉野委員長	
65	はい、ありがとうございます。以前のは配布されていきましたか。
福祉課長	
66	はい。
吉野委員長	
67	そうするとそこを私共も、対比すればわかるということですね。
福祉課長	
68	はい。
吉野委員長	
69	それで先ほどまでのところだと、まず今、相談受付票の話ですが、あの福祉事務所の環境として今、話がありましたけれど5番6番の6番のところとかがありますが、個室の環境というものが整備されたというふうにお聞きしてよろしいですか。

福祉課長	
70	はい、こちらにつきましては、税の部門と共同ですけれども、これまでも相談室がございまして、今までは必要に応じて使っていたというところですが、ここをはっきりとご本人の意思を反映できるような体制を作ったという形になります。以上です。
吉野委員長	
71	はい、わかりました。 それから今の相談票のところにも絡まりますけれども、申請をしようとされている市民の方に対して、配布する資料があるということで、こちらにも改善されたのですよね。
72	以前と中身が変わったということになりますね。生活保護のしおりですかね。
福祉課長	
73	はい、生活保護のしおりにつきましては、群馬県が作成した共通様式を今使用しております。 こちらにつきましては、今年の4月に群馬県が改正をしまして、改正の際から新しいものを使っているということです。 以上です。
吉野委員長	
74	はい、保護のしおりの方は、群馬県のもをそのまま桐生市というふうに置き換えて使われているということですか。
福祉課長	
75	はい、そのようになります。
吉野委員長	
76	そしてもう1つですけれども、その群馬県に倣ってというところできくと生活保護法により保護開始申請書というものが、窓口に備え置かれたという趣旨の記述がありますけれども、これも時期的に言うといつ頃から備え置かれているかというのを教えていただけますか。
福祉課長	
77	はい、改正前のしおりと保護開始申請書につきましては、昨年12月から設置をしております。 以上です。

吉野委員長 78	はい、この開始申請書ですけれどもこの添付別添1の相談受付票のケースワーカーの確認欄を見ると交付したかどうかというのをチェックする仕組みになっているので、基本的には申請の意思があるという方には交付する、つまり保護開始申請書類を交付するということの方に読んでよろしいのでしょうか。
福祉課長 79	はい、生活保護の相談にお見えになった方には、お配りするという事で、申請をする、しないに関わらず生活保護のしおりにつきましては配布をするということとしております。 申請書につきましても、同じくセットでお渡しするようにしております。
吉野委員長 80	はい、そして相談受付票を見えていますけれども、そこを見ますと書ける範囲で書いてくださいということなので、ケースワーカーの方で聞き取りをして補充をして必要な箇所を埋めていくと、その上で改善状況との話の関わりにもなるのですけれども、窮迫状況の確認が欠けているというような、記録上よくわからないという指摘が群馬県からあったわけですけれども、この相談受付票上ではその辺りの工夫というのは何か考えられているのですか。
福祉課長 81	はい、食事の摂取状況が、より分かりやすく書けるようにはなっているかなというふうには考えております。
吉野委員長 82	そうするとその辺が記入しやすい、少しここが変わったのかどうか私が今、確認できていないので申し訳ないのですけれども、この辺りのところを申告していただいで分かるようにすると、こういう趣旨で聞いていいですか。
福祉課長 83	はい、そうです。
吉野委員長 84	はい、それからまず、先ほど副委員長からも話がありましたが、事務研究会というものがあるということですが、これは従来からおこなわれていたものなのか、それとも今般の問題を契機におこなうようになったのかということをお教えしてもらえますか。

福祉課長 85	はい、事務研究会につきましては、従前から月 1 回開催をしていたという形となります。
吉野委員長 86	これは、そうすると福祉事務所全体の会合ということになるのですか。それとも担当地域ごとや集まれる人など、イメージが分からないので教えていただけますか。
福祉課長 87	はい、事務研究会につきましては、ケースワーカーと係長、査察指導員そして事務担当の職員が参加をして、基本的には保護係の中でおこなっている会議というようなこととなります。 以上です。
吉野委員長 88	これが月に 1 回持たれているということですがけれども、もう少し具体的なイメージを持ちたいのでお話を聞きますけれども、何かこう時間を割いてやるイメージだと思うのですがけれども、どの程度の時間配分とかあるいは司会進行を務める人は、どういう人なのかとか何かそういうところを教えてくださいませんか。
保護係長 89	保護係の佐藤と申します。時間なのですが大体 1 時間から 1 時間半の会議・打ち合わせになりまして、司会の方は、ケースワーカーが順番で司会を担当して、活発な意見交換をしているという状況です。 以上となります。
吉野委員長 90	はい、そうするとその月のテーマに沿って担当されているケースワーカーの方が問題意識のある点を何か取り上げて、そこについて皆さんで意見交換する、こんなイメージでよろしいですか。
福祉課長 91	はい、そうです。 基本的には、月間に行うべき事務連絡が中心には今までなってきたということになりますので、今後については、この報告の資料にあります別添 2 としまして事務研究会の重点項目リストというのを作りまして重点月には、このテーマで話し合うというような形を取っていきたいということで考えております。

吉野委員長	
92	<p>はい、今の別添2の資料がありますけれども、取り上げるべき話題・課題についてそれぞれの月で少し絞り、まあ年度始めは全体的にやるとしてそれ以降は少し絞りながらやりましょうと、こういうことが書かれていると思うのですが、このそれぞれの重点項目の課題をみなさんで事例・事務研究をする時に何かこうテキストになるものというか、これを見るときか、あるいはこれを参照するというような何か共通の資料はあるのでしょうか。</p>
福祉課長	
93	<p>はい、今回のこの重点項目につきましては、県の監査の指摘を元に作っているものでありますので、まずは県の監査指摘というのが基本の形となっていますので、そういうところを間違えないような形での運用をしていくというところでございます。</p> <p>以上です。</p>
吉野委員長	
94	<p>確かに監査の指摘の方が、少し具体的な事例があり、具体的なイメージもしやすいと思うのでそういったものを参照しながら、ご自身がやっているケースとの対比とか、あるいは課題のことについて、意見交換を是非していただきたいと思うわけですが、それぞれのこの中身も何と言いますか、重点項目のところで書かれているところは、抽象的な記載にはなるわけですが、その辺りのこの中身をみなさんでこう共有する工夫というか、そういったところはどのようなのでしょうか。査察指導員の方が担う感じですか。</p>
福祉課長	
95	<p>はい、そうですね。そこの部分については、査察指導員なり係長がコーディネートしていくというような形となります。</p>
吉野委員長	
96	<p>分かりました。</p> <p>それから今回の是正報告でいきますと、4ページから5ページにかけてのところになりますけれども、ここでは県から扶養届の問題点が、指摘されていることがあろうかと思えます。</p>
97	<p>そもそもの質問で恐縮なのですが、この扶養届というのは、必ず出してもらうものなのでしょうか。</p>

福祉課長	
98	はい、扶養届につきましては、その方の状況に応じてという形となります。
99	例えば10年以上音信不通であるとか、そのような方に関しては、提出を求めるといようなことはございません。DVの被害でどこにいるかを言えないという方についても、当然照会をするといようなことはございません。 以上です。
吉野委員長	
100	そうするとなんて言いますか、いつの時点で扶養届をもらうのかというのを少し聞きたいので、今お話を聞いたのですけれども、要するに生活保護を受けられている方ですので、基本的には扶養する方がいないか、あるいは扶養するような親等的にはそういう親とか子供とかいるのかもしれないけれども、その扶養が難しい方が、前提になっているのかなと、こういう風に前提として思っているものですから、そうなるこの扶養届というのが出てくること自体が、なかなか考えづらいのかなと思ったものですから、この辺りが出てくるというのはどんな場面なのだろうといのを少しお聞きしたいのですけれども。
福祉課長	
101	はい、扶養届につきましては、扶養照会というものをして出てくるというのが、ほとんどのケースではございますけれどもご本人と一緒に親族が保護申請にお見えになったといような場合は、その際にその状況を書いていただくといようなこともございます。今回のこの扶養届のところにつきましては、境界層認定といような部分といようなこともありましたので、本人が施設に入っているといような状況もございましたので親族が代理で申請といようなケースも多く親族が書いていたといような状況でその場で受け取っていたといものとなっております。 以上です。
吉野委員長	
102	はい、この元々の群馬県の指摘事項のところは、そもそもその境界層却下に関わる部分、却下取り下げに関わる部分のことなので、今のお話だと思うのですけれども、ご親族の方なりがご本人に変わって代理で来られて窓口での相談をされているとい状況ですので、必ずこの扶養届が出てくるということではない形になるのでしょうか。

<p>福祉課長 103</p>	<p>はい、そうです。必ず扶養届が出てくるというものではございません。</p>
<p>吉野委員長 104</p>	<p>そうすると扶養届を取らなければいけないという様な誤解を招かないように、その辺りの工夫もちょっと必要かと思うのですけれども、必ずしもこれを出すべきものではなくて、その方が経済的な余力があり、任意にそういうことをしたいというお話をどうやって聞き取るのかというところが、前提として大事になろうかと思うのですけれども、その辺りについては何か今後改善や検討していくということは何かありますか。</p>
<p>福祉課長 105</p>	<p>はい、当然扶養義務者の状況を確認するというのは、指摘も受けているところでございますので、十分に制度を説明した上で扶養義務者自身が本当にその額が援助できる、仕送りなり援助ができるのかというところを見極める必要もあるかと考えております。 以上です。</p>
<p>吉野委員長 106</p>	<p>この扶養届というものなのですけれども、書類について桐生市の福祉事務所としてのオリジナルのものがあるのですか。それとも何か統一様式のようなものがあるのですか。</p>
<p>福祉課長 107</p>	<p>はい、第2回の資料の中で扶養届の様式は、出させていただいておりますけれども、基本的に各項目というのは内容的には、国が示したものとほぼ同一というような形となっておりますので、具体的に現状ですとシステムからもこの書式が出ますので若干ちょっと異なるのですけれども、そちらのシステムを活用した形で、今この扶養届の方の書式を活用しているところでございます。 以上です。</p>

<p>吉野委員長 108</p>	<p>はい、それから総括的なところということで、最後の方に色々と記載されていますけれども、これまでも群馬県が実施する研修とかですね、そういったところでのケースワーカーの研鑽というのは、積み重ねていたということはこれまでの報告があるのですけれどもそれでも今回色々と問題点が出されてきたということがありまして、その研修がなかなかそのなんて言いますか、実務の方に反映しきれていないとか、その辺りについてのこう何かこの改善措置について何かこうこの中を見るところこう回答があるというようなものはいかがでしょうか。</p>
<p>福祉課長 109</p>	<p>はい、研修については、この8ページの是正改善措置の方で書かせていただいておりますけれども、厚生労働省主催の研修ですとか、市町村アカデミーということで、研修の幅を広げさせていただいているというところでは、書かせていただいているとおりに職場内での共有というのが重要となっておりますので、その事務研究会で、その様子の発表や、また資料の方の供覧をしているところでございます。</p>
<p>吉野委員長 110</p>	<p>研修で色々と学ぶようなこととか、あるいは勉強することが多々あるかと思うのですけれども、その辺りがこうこれまでの過去の例を考えていくと桐生の福祉事務所の中で大分オリジナルな解釈に傾いていったようなところがあると思ひまして、その辺りをどう是正していくかと、こういうところを少しお聞きしたいと思うのですけれど。</p>
<p>保健福祉部長 111</p>	<p>保健福祉部長の宮地です。 その辺が1番の大きな課題であり、これから変えていくのに最も重要なところかなと思っております、先ほど専門職のお話も出ておりますが、現在社会福祉士ですが、福祉課以外にも社会福祉士の資格を有する職員がおりますので、横断的にまずは、社会福祉士の勉強会のような形で近日中にやることを予定しております。</p>

保健福祉部長	
112	<p>また、やはり市町村アカデミーから一週間程度行って職員が、帰ってくるわけなのですが、やはりその持ち帰ってきたものをきちんと消化して、還元するというようなことというのが、なかなかこれ、少しかつ色々難しい部分がございますので、その辺のところを今後どのようにしていくか、結局昼間はケースワークや通常業務で非常に忙しい中で、その事務研究会も時間外で5時半過ぎからやっているという状況がございますので、いかにしてそれをきちんとした時間の中でそういう研究ですとか、できるようにしていくかというのは、今後大きな課題かなというふうに考えております。</p>
113	<p>いずれにしても、その市町村アカデミーですとか、あるいはこれまでの厚労省や県からの指摘ですとか、そういうようなところをきちっと踏まえてそれをまずは、保護係できちっと情報共有する。また社会福祉士からの専門的な見地を持って分析するといったことが、これから大事かなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
吉野委員長	
114	<p>ありがとうございました。</p> <p>今お話いただいたように、確かに通常の時間帯でこなすべき業務の量もかなりあると思いますので、工夫が必要だなと思いますけれども、先ほど部長さんが、ご紹介していただいたように桐生市長さんの方からも、この福祉行政を変えなければならないというメッセージも出ておりますので、それをこう具体的に取り込んでいただいて、この研修がこう形骸化しないように、是非運用を工夫していただきたいというふうに思います。</p>
115	<p>私からはこんな感じなのですが、他の委員の先生方で追加ございますか。</p>

小竹副委員長	
116	<p>よろしいですか。1つだけ追加させてください。 今運用という話があったかと思いますが、この14-1-2の相談受付票ですけれど、これやはり最初にこれを書くということで、非常に何ていうのですかね。</p>
117	<p>導入としては、重要な書類なのかなと私は思っていて、それで2つお聞きしたいのですが、この相談受付票の見開きで右下になるのですが、要は裏面ですね、裏面のケースワーカー確認欄というところがあるかと思いますが、ここの受付者は、これは自筆で書くのですかそれともハンコを押していくような形になるのですか。それをまず1個教えてください。</p>
福祉課長	
118	<p>はい、受付者は氏名を記入するということです。</p>
小竹副委員長	
119	<p>そうするとお1人という感じですか。受付者は複数ではないということでしょうか。</p>
福祉課長	
120	<p>そうです。はい、こちらは2人で受ける場合も当然ありますけれども、ここの記載は主に指導したということで地区担当者が記載者というようなイメージです。</p>
小竹副委員長	
121	<p>分かりました。もう1つこれは、今までのお話と繋がるのですが、このケースワーカーの確認欄というのは必要な書類がありますか、ありませんかというような項目が並んでいると思うのですが、最後のところに例えばこちらから何か書き直してもらったことはないかとか、その文面を書いていたことに対して、これまでの経緯を少し振り返った時に、相談受付票を窓口でこのように書き換えさせたことが、なかったかとか少し強い指導をしたことはなかったかという、そういう書類だけではなくて、受付でのその姿勢というのを振り返るようなチェック項目というのを、加えると今後良いのかなというふうに思いましたが、ちょっとこれは私の観点なので採用されるか、お任せします。</p>

小竹副委員長	
122	<p>つまりはこの書類、相談受付票のその毎回毎回の時に1つやはり相談を受けてらっしゃる方が、戒めと言うのでしょうか、そういう意味合いでもこの項目を加えるというのもありなのかなと、ただこの確認欄というのは、書類だけだよというふうに言い切ってしまうところもあるかもしれませんが、そういう使い方もあるかなというふうに思いましたので、もしご参考になればちょっとお願いしたいかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
吉野委員長	
123	<p>今意見もありましたので、引き続き検討していただけるというふうに聞いてよろしいですか。</p>
福祉課長	
124	<p>はい。</p>
吉野委員長	
125	<p>それは、お願いいたします。</p>
新木委員	
126	<p>14-1-2 については、あくまでこれは県の指摘に対する回答なので、私の意見としてなのですけれども、やはり事務研究会というのはあくまで一般的な課題を提案して、それについてみなさんが検討すると思うのです。やはり問題なのは、その課題を抱えているケース、これについての研究ですか、それはいつどこでどういった人たちがやるのか、そこが大きな課題ではないかなとは思っております。</p>
127	<p>それからあの扶養届の提出ですけれども、扶養義務というのは、これは必ず確認するというふうに私は承知しているわけなのですけれども、これについても今回の説明ですと場合によっては、しなくても済ましているという形になるかと思うのですけれども、それでよろしいのかどうかその2点をお聞きたいと思います。</p>
吉野委員長	
128	<p>いかがでしょうか。</p>

福祉課長	
129	<p>はい、課題を抱えているケースについては、全員でその月の1回の会議でというところでは、なかなか時間が取れませんので、それは別に私も含めて課長、係長、査察指導員、担当というような形で、そのケースについて話していますし、当然その方が、また別の部署にも関わるということになれば、その担当も一緒に話をするというような形で課題解決に向けた検討というのはしているところです。</p>
130	<p>それと扶養義務者の扶養照会の関係ですけれども、当然その方が生活保護申請をされたということになれば、どういう親族関係かというのは調査させていただきます。</p> <p>その上で、先ほど申し上げた条件にあてはまるような場合は、照会をしないということで親族の把握はしているという状況となっております。</p> <p>以上です。</p>
新木委員	
131	<p>扶養については、全件数に対して発するのではなくて、必要な人に出しているということの理解でよろしいでしょうか。</p>
福祉課長	
132	<p>はい、扶養の可能性があるとというような方についてのみ照会をしているという状況になっております。</p>
新木委員	
133	<p>先ほどの課題のあるケースは、課長さん筆頭にして検討するというお話だったのですけれども、やっぱりそのところをきちんとして、要するに誰が見てもしっかりと検討されてというようなところが見えないとやはりこれは、またうやむやになってしまうというよなところもありますので、是非ともこの事務研究会は、事務研究会でやっていただく、それから課題のあるケースについては、しっかりと組織として対応するというようなことも考えてもらいたい、あくまでもこれは、県の監査に対する改善措置のことを書いてあるので、少し私の方の意見としてそれも1番重要かなと思っておりますので、少し発言させていただきました。</p> <p>以上です。ありがとうございます。</p>

吉野委員長	
134	<p>ありがとうございました。参考にさせていただくということですね。お願いします。</p>
135	<p>今扶養義務のやり取りがありましたけれども、課長通知だったと思いますが、扶養照会を不要とするようないくつかの典型例が書かれているものもあると思いますので、そちらの方は遵守していただくというのは前提として必要なものについては、そういう枠に沿ってでもなお扶養照会が必要なケースについて、扶養調査をされてその上でさらに真にその方に余力があって扶養するというお気持ちがあるのかどうかというその辺りのところをうまくやらないと、社会的に非難される可能性が出てくると思いますので、運用の方は気をつけていただくということでお願いをしたいと思います。</p>
136	<p>これも質問ではなくて意見になってしまい恐縮なのですが、別添2のところの欄外に書かれていますけれども、この生活保護手帳の最初の生活保護実施の態度というのを色々とその都度その都度復唱されるようなことが書かれていますので、確かにその文言というのはとってもあの啓発的なことが書かれているというふうに思いますので、それぞれの方が分かっているけれども、毎回毎回確認するという作業は意味があるというふうに思いますので、是非継続していただければという風に思います。</p>
137	<p>他に質問がなければこの資料についてはよろしいですか。 はい、それではこちらの資料については、以上にさせていただきます。</p>
138	<p>引き続き他に提出されている資料がありますので、まず資料番号でいきますと9-4-1 保護世帯数の減少に関するもので、前回少しお願いをしまして数値の分析を少ししていただきました。こちらについて補足の説明を、お願いしたいと思いますよろしくお願いします。</p>

保護係長	
139	<p>保護係の佐藤と申します。説明をさせていただきます。</p> <p>9-4-1 の表をご覧ください。桐生市の総世帯数に占める生活保護世帯数の推移になります。</p> <p>世帯種類別に分けた表になります。※は注釈になります。初めのページが高齢者世帯、その次のページが障害者世帯で次のページが母子世帯でその他世帯の順になります。</p>
140	<p>母子世帯の表を先に見ていただきたいのですが、母子世帯の表では人口に占める母子世帯数が国勢調査時の数字のみになります。</p>
141	<p>次の表の桐生市の総世帯数に占める非課税世帯と生活保護世帯の推移になります。この表では非課税世帯の数字は過去 7 年分となります。6 ページから 8 ページまでは各表の世帯数の推移を棒グラフ及び折線グラフにしたものです。</p> <p>以上になります。</p>
吉野委員長	
142	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>この資料をお願いした理由というのは、生活保護世帯が振り返ってみるとかなり減ってというところで、原因の分析ができませんかというお話をしていたところですけども明確な原因分析までは至らないということが、確か回答だったというふうに認識しています。その関係で数値的に少し明らかになるところがないかというので、今回の提出をお願いしたということになります。</p> <p>こちらですけども、委員のみなさんから何か質問などありますか、大丈夫ですか。</p> <p>そうすると私から少しお聞きしようと思いますけれども、保護の件数自体を見ますと高齢者世帯も障害者世帯も横ばいかむしろ増えているようなそのような傾向がある中で、母子の世帯とその他世帯というのがかなり折れ線グラフなどを見ると減少しているという情報が分かるわけなのですけれども、この母子世帯の相談自体が減っているという肌感覚なのか、あるいは母子の世帯の申請にあたって何か他法他施策がうまく活用できている事例があるのかとか、これを見た時にこのような数字の変化が起きる理由というのは何か説明はできますか。</p>

福祉課長	
143	はい、母子の相談件数についてですけれども、こちらは第3回の資料で相談のみで申請に至らなかった件数というところでも示させていただきましておりで、全体から占める割合はこちらもかなり少ないというような状況というふうになっております。
144	具体的に少ない理由というところでは、こちらでは分析ができていないというような状況となっております。 以上です。
吉野委員長	
145	もう1つ、このその他世帯いわゆる稼働能力がある世帯だと思いますけれども、その他世帯のところもかなり減少傾向が数字上でいくと見て取れるというところがありますけれども、これはこのようになる要因というのは何か分析できるところはないでしょうか。
福祉課長	
146	はい、具体的な部分という形になりますけれども、こちらのその他世帯が令和3年度から令和4年度にかけて数字がかなり下がっているという部分についてなのですけれども、こちらについては令和4年の当初にその他世帯、当初はその他世帯だったけれどもその後の見直しできていなかった世帯というのが発覚しまして、そこで調査をして少なくなったというような事由があったというようなことで、状況を確認してこの3年度から4年度の部分については、他の区分に移ったというようなことがあったというふうに確認しております。
147	その他の部分についての減少等については、具体的には把握ができていないところです。
吉野委員長	
148	最後の資料の非課税世帯の割合というのを、桐生市全体の人口に占める割合というのを見ると言葉が少し正しいかどうか分かりませんが、数は増える傾向で横ばいよりは若干微増というふうに読めるので、必ずしも桐生市全体のみなさんがなんていうか豊かになっているというふうには読めなくて、先ほどの高齢者人口の割合とかそういったところの関係でいくと、非課税の世帯の割合が増えているように見えます。

<p>吉野委員長 149</p>	<p>それで母子世帯あるいは、稼働能力がある世帯かもしれませんが、その他世帯などというのが、保護に当たるような非課税の世帯にあたるような場合に、うまく掬い取れているかというところで、その生活保護の関係が市民の皆さんに、こう伝わっているかどうかというところについて、何か分析できるようなあるいは、今お話しいただけるようなことというのはありますか。</p>
<p>福祉課長 150</p>	<p>現時点ですみません。何か分析できるようなことというところでは、持ち合わせはありません。 以上です。</p>
<p>吉野委員長 151</p>	<p>どういうふうにというところはありますけれども、市民のみなさんに対してこの生活保護の利用というものの障壁をどうやって減らしていくか、あるいは利用というものを促す必要はないと思いますけれども、必要な方に行き届くようにするかというところが、1つのこれは課題なのではないかなというふうに分析できるような気がします。</p>
<p>152</p>	<p>引き続き少し福祉事務所で、検討していただけたらいいのではないかとこのように思ったということを一応お伝えしておこうと思います。委員の皆さんの方で何かございますか。 はい、お願いします。</p>
<p>川原委員 153</p>	<p>委員長からもお話しがあったように母子世帯、その世帯が大幅に減少しているというところは、今後やはり分析が必要なのかなと思います。特にその他世帯いわゆる稼働能力世帯ですけれども、これ第3回の委員会のお話をさせていただきました。 全国的に本県の状況も他の市町村を見ると、このその他世帯が高止まりあるいは増えているというのが、生活保護の中で大きな課題になっているという中で、大幅に減っていると。特にこのコロナ過の中にあっては生活困窮世帯が増えて、またその他世帯が膨らんできているという状況もあったわけですね。</p>

川原委員	
154	是非今後経年でこうした数字を出していただいて、さらに分析していくと例えばそれぞれの年ごとの相談件数、申請者数、却下数などそれぞれの年度に入れていくとその流れが分かってくるのかなど、先ほどの事務研究会等でもそういった議論も検討もしていただければと思います。 お願いします。
吉野委員長	
155	今の意見などについても少し参照にさせていただくのと、さらに今検討の方向性みたいな話も少しありましたが、そのようなことが可能かどうかというのも引き続きご検討いただけるようお願いしたいと思います。
156	9-4-1 の関係ですけれど他に委員のみなさんよろしいですか。 はい、それでは9-4-1 については、ここまでというふうにさせていただきますでしょう。
157	続きまして9-4-2 になります。これは私の方からお金の関係の質問をさせていただいたことがありまして作っていただきました。一応中身についてご説明を簡単にいただこうと思います。
総務部長	
158	この件につきましては、財政課長が今日出席しておりますので、財政課長の方から報告させていただきます。
吉野委員長	
159	はい、ではお願いいたします。
財政課長	
160	はい、お世話になります財政課長向田と申します。では資料に基づき着座にて説明させていただきます。
161	この一覧表につきましては、上の表が桐生市の生活保護費等に関わる令和元年度から令和 5 年度までの歳入歳出決算額及び本市の負担分となる一般財源額を記載しております。
162	また下の表はその一般財源額と普通交付税の基準財政需要額への算入額の状況を記載しております。

財政課長	
163	<p>まず始めに普通交付税の仕組みについて、少し説明させていただきます。普通交付税は合理的客観的な指標をもとに計算された、当該団体の標準的な行政経費である基準財政需要額から当該団体の標準的な税収入の一定割合により算定された基準財政収入額を差し引いたときに、財源不足が生じる地方公共団体に対して、財源不足額の大きさに応じて国から交付される交付金であります。</p>
164	<p>それでは、令和5年度の数字を例にとって具体的に説明させていただきます。歳出については3項目に区分しており1つ目が生活保護の扶助費、2つ目は福祉事務所の職員人件費の一部、3つ目は生活困窮者自立支援費や一般事務費などの、その他経費であり歳出の合計額は約10億5,740万円となります。</p>
165	<p>次に歳入についても3項目に区分しており、1つ目が生活保護扶助費の3/4を国庫負担金として受け入れます。2つ目は居住地がない生活保護受給者に係る扶助費の1/4を県負担金として受け入れます。また3つ目は生活困窮者自立相談支援費等に係る、国県補助金などのその他収入であり歳入の合計額は、約7億1,170万円となります。</p>
166	<p>歳出合計から歳入合計を差し引いた約3億4,570万円が、本市の負担する一般財源額となります。</p>
167	<p>次に下の表をご覧ください。 こちらは本市の負担する一般財源額と普通交付税の基準財政需要額に算入された金額を比較した表となります。令和5年度においては一般財源額よりも普通交付税の方が、約667万円多かったということになります。</p>
168	<p>なお、その隣の交付税決算年度が令和6年度となっている理由につきましては、普通交付税を算定する際、前年度の生活保護受給者数等を考慮して算出することから、翌年度の交付税算入額を用いて比較しているものであります。</p>
169	<p>また令和元年度の差額が約6,000万円と大きくなっている理由につきましては、普通交付税の合併算定替によるものであります。</p>

財政課長	
170	<p>合併算定替とは、市町村合併後当面は、行政運営に係る経費の急激な節減が困難であることを考慮し一定期間合併市町村の普通交付税額が合併しなかった場合の、関係市町村の普通交付税額の合計額を下回らないようにする特例制度であります。</p>
171	<p>この合併算定替による特例が令和 2 年度まで一部残っていたことから、普通交付税額の金額が大きくなったものと考えております。</p>
172	<p>また令和 2 年度についても、差額が約 3,800 万円と少し大きくなっていますが この年は医療扶助の入院分の人数が例年に比べて少し多かったことが、主な要因であると考えられます。</p>
173	<p>入院については一般的に費用が高額となることから、普通交付税の算定においてもそのことを加味した計算方法となっているため、算入額が大きくなったものと考えております。</p>
174	<p>最後にこうした内容を踏まえた上で、生活保護費等の一般財源額と普通交付税における生活保護費の基準財政需要額の算入額を比較した結果、普通交付税は国における合理的な計算方法により算出していることから、両数値は合致することはありませんが、各年度の算入額にばらつきはあるものの、大方の一般財源額は、普通交付税の基準財政需要額に算入されていることが認められました。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
吉野委員長	
175	<p>はい、ありがとうございます。まずこの資料少し難しい資料でして、委員のみなさんから何かありますか。</p>
176	<p>では、私の方から少しお聞きしたいと思います。私もまだ少しこの資料自体の読み方が、少し分かっていないところがあるものですから少しお聞きをします。</p>
177	<p>まず令和元年度、古い方の話をしますけれど、そこで先ほどの話で合併前後の特例があるという話で数字が大きくなっているというか手残りが大きくなるように見えるというのはすごくよくわかりました。</p>

吉野委員長	
178	<p>そのとき、令和元年度の関係でも歳出の方ですけれども、上段の方ですね。こちらの方は大きな数字が出ておまして13億ですかね、入ってくるお金の合併前後の特例に関わらず歳出の方も、それなりにこの当時は多くてだんだんだんだんこう歳出が減っていくという、こういう傾向が読み取れると思うのですけれども、これ保護件数が減っているからと純粹にそういうふうに理解してよろしいのですかね。そこはいかがでしょうか。</p>
財政課長	
179	<p>はい、こここのところの令和元年度ということは、交付税で言うと令和2年度になるわけですけれども、令和2年度の算入において、もし合併算定替ですね、それを加味しないで一本算定というのですけれども桐生市としての一本算定をやった場合は、約4億600万円というふうな数字が出てきます。</p>
180	<p>その差額部分というのでしょうか。それについては、やはり合併算定替の上乗せなのかなということで、4億だとしても令和3年度とか4年度と比べますとやはり多いので、それはやはり歳出を反映した算入になっているのかなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
吉野委員長	
181	<p>わかりました。少しこの数字については、私も勉強させてもらって、またお伺いすることがあるかもしれないので、これ以上この場では取り上げないですが、他の委員のみなさんよろしいですか。</p>
182	<p>そうしましたらこの数字については、私の方で引き続き勉強させていただくということにしたいと思います。</p>
総務部長	
183	<p>すみません。</p> <p>この数字の見方としては、保護費を減らしているのは、桐生市の財源に影響を与えているだろうと、だからやはり桐生市の財源が厳しいから減らしているのではないか、いろいろな方から、そんなご意見もいただきながらやっている中で、お示したかったのは、一般財源がやはり数の変化はございますけれども、一般財源の部分は交付税算定で賄っていることを伝えたいが故に提出したところもございますので、ご理解をいただけるのかと思います。</p>

吉野委員長	
184	そうですね。確かに私も見まして、結局保護費の財政の支出が非常に桐生市の一般財源を圧迫しているとかという、一般的な傾向は読み取れないということは分かりました。
185	そこから先どう読んでいいかというところを、少し勉強したいと思いますが、今総務部長が話されたことは分かっております。 はい、ありがとうございました。
186	みなさんよろしいですか。 そうしましたら引き続いての資料番号になります。13-3になります。退職者の関係のヒアリングの結果の報告ということになります。こちらのご説明をお願いします。
人材育成課長	
187	はい、人材育成課長より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
188	それでは、桐生市生活保護の適正化に関するヒアリング結果報告書（退職者）総括ということで説明申し上げます。資料に基づいてお話しします。
189	まず、内部調査実施の趣旨ということにつきましては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。
190	内部調査の概要です。退職者の聞き取り調査ということで、実施期間は令和6年7月18日から7月26日までのうちの3日間ということです。対象者は、平成26年度から令和5年度までの10年間において保健福祉部長もしくは福祉課長を経験したことのある、元職員を対象といたしました。対象者は5名です。
191	内部調査結果です。1番です。福祉課で保管されていた認印とその使用についてです。

人材育成課長	
192	<p>(1) 認印の数です。退職者への聞き取り調査の結果、全ての方が保管認印の存在を知っており、在職者への聞き取り調査の結果のとおり、平成元年度頃には既に2～3個の印箱があり、ケースワーカーが代々引き継いだ認印を平成24～25年度の頃に集めたとの話もありましたが、いつ頃現在の本数になったかは、聞き取り内容からは判然としませんでした。</p>
193	<p>次に(2) 保管認印が増えた経緯です。退職者への聞き取り調査の結果、親族がいない受給者が死亡した場合など、返還できない場合も含め、返還しなかったことが、保管認印増加の主な要因であることが分かったということです。</p>
194	<p>(3) 保管認印の使用についてです。退職者への聞き取り調査の結果、入院により来庁できない場合に、受給者から印鑑を預かり押印していた事例がありました。保管認印の使用が多くなった契機としては、ケースワーカー自身の負担軽減と考える人もいました。使用する場合は、課長・係長の許可が前提だったと話した人もいました。保管認印の使用を止めるように指導した部長もいました。</p>
195	<p>次に2番、生活保護費の分割支給についてです。 (1) 分割支給を行っていた件数・時期です。分割支給が行われていたことは知っていた人もいたが、分割支給が始まった時期を知っている人はおらず、分割支給が行われていたこと自体を知らない人もいました。</p>
196	<p>(2) 分割支給を行っていた理由です。退職者への聞き取りによる調査を行った。支給された保護費を1日で全額使ってしまうなど、金銭管理できない人もいるので、分割支給をおこなったという話がありました。1日1,000円の分割支給については、生活困窮者自立支援制度において、生活のリズムが崩れている人には、必要な支援をすることとなっており、生活リズムを作るために行ったとの話がありました。</p>

人材育成課長	
197	1日1,000円は食費であり、食費以外の支給については、別途支給していたが、同意書を書いてもらわなかったのは不手際だったとの話もあった。
198	続きまして(3)です。その他です。満額支給しなかったのは問題であり、1日1,000円は考えられないとの話があった。
199	続いて3番です。生活保護費の支給遅延についてです。職員の聞き取り調査の結果、事案3以外の支給遅延について知っている人はいなかった。
200	続いて4番になります。10年間で保護世帯数が、半減している理由等についてです。平成23年度から令和3年度までの10年間で、保護世帯数が半減している理由をどう捉えているか、生活保護の申請をさせないよう、いわゆる水際対策がおこなわれていなかったか、退職者への聞き取りを行った。
201	平成23年度当時、リーマンショックや派遣切りで保護申請が多く、保護係は業務が滞り、体制を立て直すのに2年半かかったということがわかった。そのころから保護世帯数が半減した理由として、リーマンショックが終わって景気が回復したことのほか、平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されたこと、境界層措置適用、フードバンクの利用、丁寧な就労支援、受給者が年金受給漏れをしないよう、年金台帳を整備したこと等を挙げる意見があった。
202	また、保護件数や新規申請を抑えるよう指示をしたことがあったかとの質問に対し、指示をしたと答えた人はいなかったが、厳しい指導をした管理職がいたとの話もあった。
203	警察OBの理不尽な対応についての話もあったが、警察OBを利用し申請を抑止しようとしたということは聞き取り結果からは判明しなかった。 窓口対応については、例えば、窓口で大声を出す来庁者に対しては厳しく対応したとの話があった。

人材育成課長	
204	<p>最後5でその他になります。みんな一生懸命だったが、ケースワーカーに生活保護の知識が足りなかったといった話があり、女性ケースワーカーを置きたかった、保護係に社会福祉士を置くべきとの話もあった。また、最低生活費未満の収入でも頑張れる人はいるとの話も合った。</p>
205	<p>なお、生活保護費からの貯金に関して、自立支援のために貯金をさせた方が良いという考えがあったとの話がありました。</p> <p>以上でこの総括の報告になります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
吉野委員長	
206	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>こちらについては、前回の会議のときにもお話をいたしましたけれども、前回の会議までのときに退職者の方が、聞き取りに応じていただいたということがまずあります。</p>
207	<p>退職されている方ですので、現職の職員と違ってなかなか聞き取りに困難をきたすのではないかとということも、事前には少し予想されたのですが、概ねここに書かれております退職者の方、みなさんからご協力いただいたということで、そこについては大変良かったというふうに思っております。</p>
208	<p>そしてその聞き取りの結果の内容につきまして、今報告をいただきました。こちらですけれども、委員のみなさんの方から何か確認をしたいことなどありますでしょうか。</p> <p>質問したいことをお願いいたします。</p>
川原委員	
209	<p>一昨日の新聞報道等で報道がありました。4日の日にこの件に関しての口頭弁論が前橋地裁でありました。桐生市におかれては、生活保護の一部が支給されなかったことについて、当時の市福祉事務所長ら幹部も把握していたことを明らかにしたという記事があります。これはこのヒアリングに基づいてということで、この記事もこれで正しいということによろしいでしょうか。</p>

<p>福祉課長 210</p>	<p>はい、今回のヒアリングのみということではなく、こちらについては、その訴訟になった件についてということでのものございますので、そちらについての求釈明を求められたところでのこちらの回答というような形で、金庫に保管されていたことを知っているを知っていたというような形での回答をしたものというような形です。</p>
<p>川原委員 211</p>	<p>はい、ありがとうございました。この資料の 2 ページ目の 1 番上段ですかね。2 の生活保護の分割支給についての (1) で知っていた人もいたが、知らない人もいたということですので、今回の訴訟の件については知っている人がいたと、当時の事務所長さんが知っていたということによろしいですか。今の話から想像しますと。</p>
<p>福祉課長 212</p>	<p>はい、そういう形でのこちらの準備書面の中にそう書かせていただきました。</p>
<p>川原委員 213</p>	<p>はい、分かりました。 同じくこの 2 ページの 2 の生活保護の分割支給については、知っている方もいたと、(3) のその他では満額支給しなかったのは、問題であり 1 日 1,000 円は考えられないとの話があった。この方は知らなかったということですね。話の流れからするとそういうことによろしいですか。知っていたけれどということなのか、どちらなのですか。</p>
<p>総務部長 214</p>	<p>この方は多分、遅延問題が起きた時には、すでにお辞めになった方なので多分時期的な問題も含めて・・・</p>
<p>川原委員 215</p>	<p>当該のことは知らなかったろうと思います。事実としては知っていた人がいたと、それは事実として把握いただいたということなのですが、その件については (2) の分割支給をおこなっていた理由ということで、分割支給した理由が書いてあります。</p>
<p>216</p>	<p>知っていた上でやはりこの件に関しては、こういった理由により適切だったのかあるいは不適切だったのか、その辺のこう意向というか意見など、話を聞かれた部分があったら教えていただければと思うのですけれど。その事実に対してどのように感じているかということなのですが。</p>

人材育成課長 217	はい、聞き取りの中で、今回基本的には、ここに書かせていただいたような回答を得たという中での今回の報告になっています。これ以上のことが報告できない部分もあって申し訳ないのですけれども、こういった回答であることを、ご理解をいただければと思います。
川原委員 218	もう1点すみません。2ページの下段の4の10年間で保護世帯数が半減している理由等についてで、下から6行目の下段で厳しい指導をした管理職がいたとの話もあったと、これもこの言葉というだけだと思うのですけれど。これが具体的にどういう指導でどういう影響を与えていたのかが、重要なかなと思いますのでまた今後、必要があればそういった話もお聞きしていかなければならないかなというふうに思っています。よろしくお願ひします。
吉野委員長 219	はい、今のご指摘になった部分ですけれど、その厳しいっていうものの中身を何かお話になっていたっていうことは、まずあったかなかったかっていうのは分かりますか。
人材育成課長 220	はい、具体的に細かくは確認できていない。こういった回答だったということです。
吉野委員長 221	はい、他に委員のみなさんから何かありますか。
小竹副委員長 222	このヒアリングですけれども、この内容はこれ以上なかなか出てきにくいかもしれませんが、やはりメディアの方も気にされていることだと思うのですけれども、このヒアリングはやはり桐生市役所の方、市役者の中の方がおこなわれたわけなので、その雰囲気っていうのもちょっともう少し教えていただけるといいのかなというふうに思います。
223	つまりこう5名の方に対して、こう肅々とこうやられたのであろうかどうかとかですね、その辺りをちょっともう少し雰囲気を教えていただければいいのでしょうか。その調査の雰囲気ですね。はい、ちょっと難しいでしょうかね。抽象的で、あの5人5様かもしれませんが。

人材育成課長 224	はい、前回の委員会の中でも総務部長の方から話させてもらったのですが、今回しっかり話を聞きたいというところの中で、個人情報を出さない形で率直に語ってほしいという中でのヒアリングをさせていただきました。そういった意味では、こちらとしても聞くべきことを粛々とさせていただいたという形かなというふうに思います。
吉野委員長 225	はい、分かりました。他に大丈夫ですか。 はい、今の小竹副委員長の話ですけれども、内部調査の実施者の関係は前回みなさんに報告しましたか。
人材育成課長 226	前回確かお話をさせていただいたと思います。
吉野委員長 227	はい、ですので現職の方に対する聞き取りの方は、内部調査チームというところが実施してきたところではありますけれども、こちらの退職者の方については、元々の役職が保健福祉部長であったり福祉課長であったりというところで、一定程度職位の上の方ということがありましたので、総務部長と副市長の方が聴取したというところで、その意味ではきちんとみなさんが、お話ししていただけたのだと、こういうふうに聞いていいかどうかというところなのではと思いますがどうか。お願いします。
総務部長 228	私どももどういう形でという、今までみなさんが議論されている中で、疑念だとか質問だとかについては率直にいくつも質問をしましたし、決して形式的な形で質問をしたつもりはありません。
229	これはこうなのだと、ある人に対しては、豊みかけるような形でこう言ったことに対して追加で質問もしてきましたので、それなりにこう印象としては語ってくれたかなという印象はあります。 以上です。
吉野委員長 230	ありがとうございました。この内部調査のヒアリングの結果というのもこれも大事な資料の1つになると思います。

吉野委員長 231	皆さんもご覧になっていただいて少しこうどうでしょうね、それぞれの方が就いておられた時期が、前後していることがありまして、その前後している内容がこう混在して書かれているものですから、先ほど川原委員が聞きましたけれども、ちょっとこう分かりにくいような記載にもなっております。
232	けれどもそれは結局その時にいた方が、そういう話をされたというのをきちんとか書いていただいたとかいうふうに聞いていいのですか。
人材育成課長 233	はい、そのように考えていただければというふうに思います。
総務部長 234	あのやはり OB の方の心象というか、それなりに今回の件は重く見ているなというのは感じましたし、今回対象でないもっと昔の OB やこの関係者の方からも心配をいただいているような話も聞いていますので、OB も今回の件はかなり重く受け止めていることは改めて感じました。 以上です。
吉野委員長 235	はい、ありがとうございます。こちらの中身については、今お聞きいただいたものをこうまとめていただいたということになりますので、これはこのとおりというふうに聞いてよろしいですかね。
236	委員のみなさんもよろしいでしょうか。はい、それではこちらの件はここまでというふうにいたします。最後になりますが、資料番号の 13-4 です。こちらをお願いいたします。よろしく申し上げます。
福祉課長 237	はい 福祉課長の小山です。資料番号 13-4 についてご説明させていただきます。まず前回求められました、平成 26 年度と平成 29 年度の厚生労働省監査の結果につきましては、文書の保存年限を過ぎ廃棄済みのため保存しておりません。また確認したところ群馬県、厚生労働省も保存していないとのことでした。

福祉課長	
238	<p>厚生労働省監査での指摘に関わらず改善が進まなかった理由でございますけれども、監査結果につきましては、これまでもご指摘を受けた個別ケースの改善は、おこなっておりましたが、過去の指摘事項がすぐ分かるような形での引き継ぎは、おこなわれておりませんでした。</p>
239	<p>これまでも監査結果を個別事項としては捉えていたものの、組織や仕組みとしての対処がなされていなかったことが、今般の群馬県特別監査による是正改善の指摘事項につながったものと反省しております。</p>
240	<p>また生活保護の事務は市長から福祉事務所長である保健福祉事務所長に委任されており、国や県の監査についてもその委任された事務であることから、決裁は保健福祉部内で完結しております。</p>
241	<p>今回の群馬県特別監査結果を踏まえた是正改善と、その継続につきましてはご指摘いただいた内容を改善の重点項目として一覧化し、係内で定期的に確認するとともに、指導管理体制をしっかりと整え、特に重要な場合や異例な場合については、市長の決裁を受けるなどチェック機能を高めて参りたいと考えております。</p>
242	<p>今後国、県から同様の指摘を受けることのないよう、保護者の立場に寄り添ったより丁寧なケースワークを徹底するため是正改善措置を確実に実施して参ります。</p> <p>以上となります。</p>
吉野委員長	
243	<p>はい、厚生労働省の監査の関係そのものが、保管年限がないということで、こちら確認できないことは残念なのですが、厚労省の方にも群馬県の方にもないというふうになりますと、その客観的資料についてはなかなか難しいのかなというふうに思っております。この今の報告につきまして委員のみなさんの方から何かございますか。</p>

川原委員 244	この理由についての3行目ですかね。監査結果を個別事項としては、捉えたものの組織や仕組みとしての対処がなされていなかったことが、今回の指摘につながったと記されております。
245	通常監査で指摘事項があると監査自体は、その個別事項に対しての指摘になると思うのですが、やっぱり組織としてはそれを組織内で共有してこういう指摘があったので、今後みなさん気をつけましょう。しっかり対処しましょうっていうのが、普通であります。
246	そういった中でそこまでこう広がりのお対処が、できなかったっていうことになると思うのですけれど、組織や仕組みとしての対処がなされていなかったその原因は、何なのだろうかという部分で分析された部分があるかと思うのですけれど、その原因がやはり1番大事なのかなと、組織として共有されなかったと。はいその点について、ご説明いただければと思います。
吉野委員長 247	はいいかがでしょう。
福祉課長 248	はい、原因を何か一言でというのは、かなり難しいことで対処について話し合いなりが不足していたのかなというところを申し上げるに留まってしまうところなのですけれども。 以上となります。
川原委員 249	例えば先ほどの事務研究会等でそういう指摘事項を、共有するというのも普通はあったのかなと思うのですけれど。
福祉課長 250	はい、当然単純な指摘事項であれば、そのとおりにすればいいということにはなりますけれども、やはり今回の指摘を受けたような大きな枠組の部分というところになりますと、なかなかそこがうまく共有化できなかったのかなというように考えております。 以上です。
吉野委員長 251	はい、他にありますか。お願いします。

新木委員	
252	<p>この文書の中にあるように、決裁はあくまで委任事務ですので、福祉事務所長が決裁をしていたということですね。</p> <p>最後の方に書いてある、特に重要な場合や異例な場合については、市長の決裁ということになりますと、委任事務ではない部分について新たにそういった制度を設けようとしているのかどうかこれをちょっと確認したいなと思いました。</p>
福祉課長	
253	<p>はい、こちらにつきましては、委任事務とかということではなく、これまでも制度上このような形で重要事項については、市長まで決裁をというような流れというふうになっておりましたので、制度の運用をしっかりとするというような流れとなります。</p>
保健福祉部長	
254	<p>具体的に申し上げますと、桐生市福祉事務所長に対する事務委任規則というものがございまして、その中で委任事務の処理という項目の中で所長は、この規則により委任された事務であっても次のいずれかに該当するときは、市長の決裁を受けなければならないというものがございまして。その（1）として事案の内容が特に重要であると認められるとき、また（2）として事案の内容が異例であり、または、重要な前例になるものと認められるときということで規定がありますので、全て福祉事務所長が100%委任されているということにはならないかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
吉野委員長	
255	<p>はい、よろしいですか。他にありますか。</p> <p>それでは、この提出していただいた資料についての質疑はここまでにしたいと思えます。今回提出していただいた資料の関係で質疑をしましたがけれども、その他にもみなさまにご報告をしておきたいと思えます。</p>
256	<p>前回の委員会の時に少しお話をいたしましたけれども、私たち第三者委員会としての事実調査をおこないました。</p>

吉野委員長	
257	<p>その中で先方のあることですので日程調整などいたしまして、先日10月2日に桐生市役所の中で行ないましたが、金銭管理を行っている1法人1団体と、それから福祉施設の1法人1団体にご協力をいただきましてヒアリングをいたしました。</p>
258	<p>こちらについては、ヒアリングの中身について資料化をしてみなさんと共有したいという風に思っております。ただちょっとまだ今日の段階では、資料にはなっておりませんが、そのようなことをしております。</p>
259	<p>またこの後なのですけれども、今お話を聞くことができた2つの団体それ以外の団体にも協力の依頼をしております。みなさまもご承知かと思っておりますけれども、私たち第三者委員会というのは別に強制力を持った委員会ではありませんので、あくまでもご協力いただけるかどうかというところを調整した上で行っているということになります。</p>
260	<p>また条例上で3つの事案についての原因の調査を究明するというのが、私たちの課題でありますけれども、こちらについての3事案の方の生活保護利用者の方それぞれにも、こちらの方から打診をいたしました。</p>
261	<p>幸いなことに3事案とも、お三方とも一応私たちの事実調査には協力していただけたというような回答をいただいております。こちらにつきましても、順次事実調査をおこなっていきたいと思っております。</p>
262	<p>まずこちらで行ったものにつきましては、資料化をいたしましてみなさまと共有できるものを共有したいと思っております。この利用者の方に関しては、個人情報に関係もございますので、その辺りの配慮をしながら進めるということをお話ししたいと思っております。</p>
263	<p>また前回も報告いたしましたけれども、私たちと群馬県の地域福祉課との間で意見交換をさせていただきました。7月30日のこととなりますけれども、こちらにつきましても議事録は、その場では作っておりませんでしたので、文字起こしをしております。</p>

吉野委員長	
264	<p>また公表するにあたっては、群馬県さんの確認も必要になりますので、今日の段階では資料提供できておりませんが、こちらにつきましても資料化を順次して公表したいと思っております。</p>
265	<p>今のような追加の事実調査につきましては、適宜こちらの方で必要なものについて行なうということをお話しておきたいと思えます。</p>
266	<p>それから前回の委員会の中で、私の方からだと思えますけれども内部通報あるいは職場環境について、もう少しその風通しをよくすることができるのではないかというようなことを、お話ししたところではありますけれども、こちらについて今何か検討しているところがありましたらお話しいただけますか。</p>
人材育成課長	
267	<p>人材育成課長です。今委員長より内部通報など職場環境についてということをお話をいただきましたけれども、職員間の通報に関してはこれまでも人材育成課が窓口となって対応してきておりますけれども、今回の問題を重く受け止めまして問題が生じた場合に職員がきちんと内部通報ができるように、桐生市職員の公益通報への対応手続に関する要綱、この辺の整備に向けて今準備をさせていただいておりますのでお願いします。</p>
吉野委員長	
268	<p>はい、以上で大体この第1部の方は終えたいと思えますけれども、委員のみなさんの方から他に何かございますか。大丈夫ですか。</p>
269	<p>はい、それでは本日の委員会の第1部の議事はこちらで終わりにしたいと思えます。</p>
270	<p>では、最後に事務局の方から連絡事項をお願いしたいと思います。</p>

事務局	
271	<p>事務局より連絡事項です。</p> <p>次回、第6回第三者委員会は、令和6年11月27日（水）午前10時より、美喜仁桐生文化会館スカイホールAで開催予定です。</p>
272	<p>一般傍聴席のご用意は、40席になる予定です。</p> <p>傍聴に関するご案内を含め開催概要が、正式に決まりましたら改めて桐生市のホームページに掲載をいたします。</p>
273	<p>また日程の変更や公開の有無などについては、令和6年11月20日（水）までに桐生市のホームページでお知らせをする予定です。</p> <p>必ずご確認をいただいた上でお越しく下さい。</p>
274	<p>ホームページをご覧いただけない場合は、11月20日以降に事務局まで、お問い合わせをお願いいたします。</p>
275	<p>また今後のスケジュールについては、桐生市のホームページでもご確認いただけます。</p>
276	<p>その他、お問い合わせ事項がございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。</p> <p>お問い合わせいただける時間は、平日8時30分から17時15分までになります。</p>
277	<p>なお事務局は、人材育成課内に設置しておりますのでよろしくお願いいいたします。</p>
278	<p>本日の委員会の議事録は、桐生市のホームページにてご確認いただけます。</p> <p>準備にお時間をいただきますので、ご了承をお願いいたします。</p>
279	<p>報道関係者の方にご連絡です。桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会傍聴要領第12条に基づき、委員長より報道関係者の方の質疑応答に関して、第5回委員会内においての許可を得ております。</p>

事務局	
280	<p>只今より15分間になりますが、委員のみなさまに質疑のある方は挙手の上、指名をされた方より報道機関名をお伝えいただき、お話をお願いいたします。</p>
281	<p>なお、冒頭でもお伝えいたしましたが、撮影等に関しては報道関係者席前方のポールパーテーション内でお願いたします。</p>
282	<p>また今回は検証委員会の場でありますので、委員の方への質問とさせていただきます。</p> <p>質問の内容に関しても、本委員会の所掌事務に関する内容をお願いいたします。</p>
283	<p>質疑応答に関する部分は、議事録には掲載をいたしませんので、よろしくお願いたします。</p>
284	<p>傍聴のみなさまの中でご退席を希望される方は、傍聴札をお手数ですが出入口におります事務局係員にお渡しいただき、お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。</p> <p>では、ご質問等ある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(=質疑応答=)</p>
285	<p>以上で質疑応答は終了いたします。</p>
286	<p>傍聴の皆様のご退出をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様は、第2部開催までお待ちください。</p> <p>これで第5回第三者委員会第1部を終了いたします。</p>
287	<p>冒頭にもお伝えいたしましたが、第2部につきましては、個人情報扱うため非公開になりますので傍聴はできません。</p>
288	<p>第2部の内容に関しましては、議事概要となりますのでよろしくお願いたします。傍聴のみなさま、お忘れ物のないようどうぞお気をつけてお帰りください。(終)</p>